

生徒指導だより「こころ」

平成29年4月28日(金)
NO.1 文責 藤本 喜士

交通教室を実施しました

4月12日(水)7限に山鹿警察署の方を招いて「交通教室」を実施しました。自転車安全利用五則について図を用いながらわかりやすく話をさせていただき、生徒の自転車に乗る様子も見てアドバイスをいただきました。お話では、自転車運転者講習制度が6月1日よりスタートし、危険運転をくり返すと、手数料を支払って講習を受けなければいけなくなることを初めて知りました。自転車も軽車両に入り、近年、危険運転が原因で事故が多発しているからかと思えます。子どもたちには話しましたが、慣れ、油断から隙(すき)が生まれて事故は起きます。「これぐらい大丈夫だろう」ではなく、「ここまでは大丈夫」と、自分、そして他者の命も守ることができるところまで交通ルールやマナー厳守への意識を高めてくれることを願っています。

自転車安全利用五則

を守りましょう。



1 自転車は車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並道の禁止



夜間はライトを点灯



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



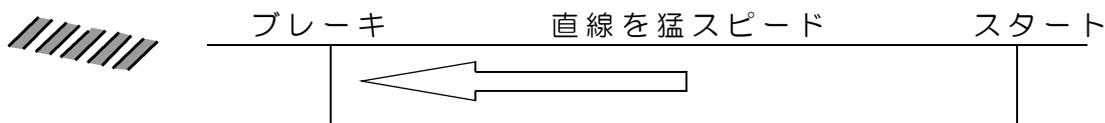
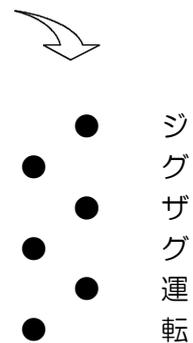
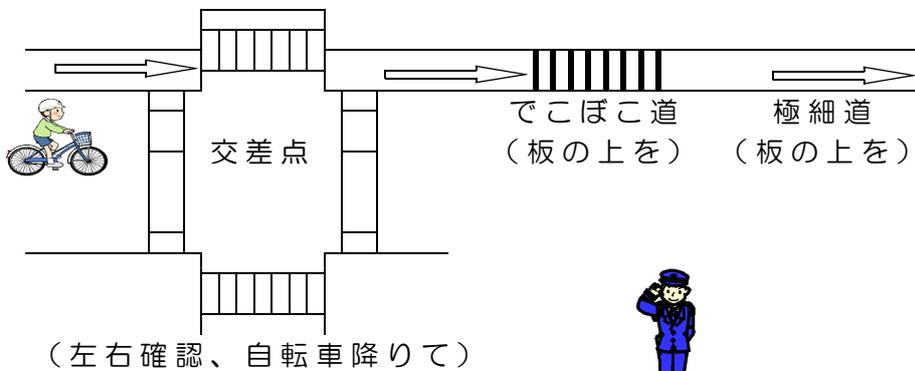
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



5 子どもはヘルメットを着用



※栃木県では子どもだけでなく、高齢者にも自転車利用中のヘルメットの着用を推奨しています。



上記のコースで実技指導を行いました。